

# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

## 〔定性的な開示事項〕

### ■連結の範囲に関する事項

イ 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違点はございません。

ロ 連結グループに属する連結子会社は2社です。

名称	主要な業務の内容
仙銀ビジネス株式会社	当行委託の事務代行業務、現金精査整理業務、店舗・社宅・寮等不動産の保守・管理・賃貸業務等
仙銀カード株式会社	クレジットカード業務

ハ 自己資本比率告示第9条または第32条が適用される金融業務を営む関連法人はございません。

ニ 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでまたは第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はございません。

ホ 銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものまたは同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社はございません。

ヘ 連結子会社2社全てにおいて、債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本にかかる支援は行っておりません。

### ■自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段（平成19年3月末）

自己資本調達手段	概要
発行済株式 (普通株式7,591,100株)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
期限付劣後債務	・期間5～10年（期日一括返済） ・一部において、ステップアップ金利特約付
劣後特約付借入金 (9,800百万円)	・一部において、5年目以降に、金融庁の承認を条件に期限前返済が可能。

### ■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、業務運営上のリスクのうち「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」をそれぞれ評価し、総合的に把握したリスク量が、自己資本（Tier I と Tier II の合計額）の一定割合の範囲内に収まるよう、リスク許容度を設定し、業務の健全性・適切性の維持に努める方針としております。なお、リスク許容度については、試行的に設定した後に本格的に実施する等、段階的に高度化を図る方針としております。

自己資本充実度の評価にあたっては、内部環境、外部環境及びリスク評価方法等に留意するとともに、定期的または必要に応じて随

時、取締役会等において検証し、例えば自己資本充実度が十分でない場合等は、自己資本増強等の対応策を検討、実施する方針としております。

### ■信用リスクに関する事項

イ リスク管理の方針及び手順の概要

（信用リスクとは）

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消失し、当行が損失を被るリスクをいいます。

（信用リスク管理の方針及び手順の概要）

当行では、「信用リスク管理規程」を制定しリスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築を目指すとともに、「信用格付」「自己査定」を通じて信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスクの計量化」に取り組んでおります。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、融資部が業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築に取り組んでおり、モニタリング結果を定期的に経営委員会及び取締役会に報告しております。

信用格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、信用格付を利用しております。

自己査定は、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。自己査定の集計結果等は経営委員会及び取締役会に報告しております。

なお、計測した信用リスク量については「ALM委員会」において協議し、経営委員会へ報告しております。

（自己査定と償却・引当）

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っております。

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定は、原則として次の適格格付機関4社の格付を各エクスポージャーごとの参照する格付に使用しております。

使用する適格格付機関（原則）

エクスポージャーの種類	国内のエクスポージャー	国外のエクスポージャー
中央政府及び中央銀行（注1）	R&I、JCR	Moody's、S&P
中央政府及び中央銀行以外の公共部門（注2）	R&I、JCR	Moody's、S&P
金融機関	R&I、JCR	Moody's、S&P
事業法人その他	R&I、JCR	Moody's、S&P

参照する格付

エクスポージャーの種類	参照する格付
中央政府及び中央銀行（注1）	中央政府に付与された格付
中央政府及び中央銀行以外の公共部門（注2）	所在国の中央政府に付与された格付
金融機関	設立された国の中央政府に付与された格付
事業法人その他	各法人等に個別に付与された格付

(注) 1. これにかかわらず日本国政府及び日本銀行向けの円建てエクスポージャーはリスク・ウェイト0%といたします。  
 2. 我が国の地方公共団体等これにかかわらず個別にリスク・ウェイトを規定するものを除きます。

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて

内部格付手法は採用しておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスク削減手法とは)

当行では、自己資本比率の算出において、告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「簡便手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブが該当いたします。

(方針及び手続)

エクスポージャーの信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保については、当行が定める「融資担保規程」及び「貸出金関連信用リスク・アセット算出細則」にて、評価及び管理を行っており、自行預金、日本国政府又は我が国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については我が国の地方公共団体の保証が主体となって

おり、信用度の評価については、全て政府保証と同様と判定しております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保預金（総合口座を含む）として差入られていない定期性預金を対象としております。

なお、クレジット・デリバティブについては、現時点において自己資本比率計算上の信用リスク削減としては勘案しておりません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、派生商品取引として、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引、金利キャップオプション取引がございます。派生商品取引の取引相手の信用リスクに関しては、債権等に準じて引当の規程を設け管理しております。

なお、当行では派生商品に係る担保による保全は行っておりません。また、一部の派生商品取引では、当行の信用力の低下により追加的な担保の提供が求められることがありますが、当行は担保として提供可能な資産を十分に保有しております。

長期決済期間取引の取引相手のリスクについては、平成20年3月期以降の開示を予定しております。

■証券化エクスポージャーに関する事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

(取引の内容)

当行では、投資家として債務担保証券(CDO)を保有しております。またオート・ローン債権を原資産とする責任財産限定特約付融資(ABSL)を行っております。

その他にその他の証券(みなし有価証券)として出資している投資事業組合が保有する公社債投信(MMF)に一部証券化商品が組み入れられております。

(取引に対する取組み方針)

当行では、投資家として新規の投資予定はございません。

(取引に係るリスク)

当行では、保有する証券化商品に関連し、信用リスク及び金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的に変わるものではないと考えております。

また債務担保証券につきましては、組み込まれた参照企業の信用事由等の変化により、有価証券として時価が変動するリスクを有しております。

# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

## （取引に係るリスク管理体制）

当行では、債務担保証券については、有価証券として時価が変動するリスクを考慮し、定期的に時価と格付を把握し、経営委員会へ報告する体制としております。

## ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に「標準的手法」を使用しております。

## ハ 証券化取引に関する会計方針

当行では、オリジネーターとしての証券化の取り組み予定はございません。

## ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当行では、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定について、国内のエクスポージャーはJCR、R&I、国外のエクスポージャーはMoody's、S&Pの適格格付機関を使用することを原則としております。参照方法は「信用リスクに関する事項 ロ」の通りでございます。

## ■マーケット・リスクに関する事項

該当ございません。

## ■オペレーショナル・リスクに関する事項

### イ リスク管理の方針及び手続の概要

#### （オペレーショナル・リスク管理体制）

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、従業員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により、損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理を経営の重要事項と位置付け、当行の業務の規模・特性・体力等を考慮しつつ、また、オペレーショナル・リスクがあらゆる場所で顕在化する可能性があるという特性を認識し、オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備に取り組んでおります。

オペレーショナル・リスクの管理については、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」の6つに区分したうえで、各リスクの主管部署を定め、業務全般にわたる管理体制や各種規程の整備に取り組んでおります。また、リスク統括部リスク管理室が総合的な管理部署としてオペレーシヨ

ナル・リスク全体を一元管理し、総合的なオペレーショナル・リスクを把握したうえで、改善へ向けた施策等を行い、オペレーショナル・リスクの極小化を目指しております。

リスク区分	定義
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクをいいます。
法務リスク	法令等や各種取引上の契約等において、遵守違反や契約違反、その他それに伴う罰則適用や損害賠償等により、損失を被るリスクをいいます。
人的リスク	役職員等の健康または職場の安全環境、人事運営上の不公平・不公正、差別的行為（セクシャルハラスメント等）等により、損失を被るリスクをいいます。
有形資産リスク	災害や資産管理の瑕疵等の結果、不動産・動産、備品等の資産の毀損や執務環境等の質の低下等により、損失を被るリスクをいいます。
風評リスク	災害・事故・経営不振等についての不適切あるいは、虚偽の報道・情報が流通し評判が悪化すること等により、直接、間接を問わず不測の損失を被るリスクをいいます。

### （オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続）

当行では、具体的なオペレーショナル・リスクの管理として、オペレーショナル・リスクに係る損失事象データの収集・蓄積や当行組織に内在するオペレーショナル・リスクの洗い出しに取り組んでおり、CSA（コントロールセルフアセスメント）等を通し、適時・適切なオペレーショナル・リスクのモニタリング・コントロールを目指しております。CSA等により評価したリスク及びコントロールについては、当行に与える影響度に優先順位を付け、リスクの回避・削減・移転の観点からリスクをコントロールし、継続的にCSA等を実施していくことにより、リスク管理のPDCAサイクルの確立に努めてまいります。

（注）CSA（リスクとコントロール有効性に対する自己評価）

Control Self Assessmentの略。組織内全ての場所に内在するリスク及びその管理手法を自らが評価・把握し、管理を行ってもなお残存するリスクに対し、自らが必要な削減策を策定していく自立的なリスク管理手法。

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出については、金融庁告示第十九号「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に定める「基礎的手法」を採用しております。

ハ 先進的計測手法を使用する場合における事項

該当ございません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、投資有価証券について「有価証券業務施策」を半期毎に作成し、投資の基本施策、運用方針及びリスク管理について、リスク管理委員会の協議を経て経営委員会で決議しております。また、株式等については、有価証券の総運用額に対する保有限度割合及び損失限度枠を設定しており、設定限度枠を超えないようコントロールするとともに、常時監視し、状況を毎月ALM委員会及び経営委員会に報告しております。

当行では、リスク計測態勢の構築を検討し、リスク計量の精度向上と態勢整備に努めております。

株式等の評価について、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により評価しております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載することとしております。

■銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

（リスク管理の方針）

当行において管理可能なリスクについては、能動的に一定のリスクを取り収益機会としますが、管理不可能なリスクは極力回避することを基本的な方針としております。

また、ALM（Asset Liability Management）の一環として、金利上昇局面のリスク管理を念頭に置き、リスクの分散化を図り、リスクのコントロールに努めております。

（手続の概要）

当行は、市場リスクの管理のため、保有限度枠（保有額の上限）や

損失限度枠（損失額の上限）等の管理枠の設定を行い、半期ごとに見直しを行っております。また、管理枠にはアラームポイントを設け、対応方針の見直しが的確に行えるようにしております。個別銘柄にはロスカット・ルールを設け、損失の極大化に制限を設けております。

平成19年3月から施行された新しい自己資本比率規制（パーゼルⅡ）におけるアウトライヤー基準と呼ばれる金利リスクの限度管理については、適切な範囲に金利リスクをコントロールするため、毎月、ALM委員会において金利リスクの状況を把握し、対応を協議・検討しております。

ロ 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

（計測頻度）

当行では、下記金利ショックによる金利リスク量を毎月計測し、ALM委員会及び経営委員会等へ報告し、金利リスクの管理を行っております。

（金利ショックの種類）

保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントアイル値と99パーセントアイル値の金利ショックによる銀行勘定の経済的価値の減少額を金利リスク量としております。

（コア預金の取扱）

流動性預金については、以下の定義による金額をコア預金としており、0年から5年までの各年限の預金として金額を均等配分し、金利リスク量を計測しております。

〈コア預金の定義〉

- ① 過去5年の最低残高
  - ② 過去5年の最大年間流出額を現残高から差し引いた残高
  - ③ 現残高の50%相当額
- のうち、最小の金額

（期限前返済・繰上償還権の取扱）

貸出金、預金等の金利リスク量は、期限前返済（解約）が無いことを前提に計測しておりますが、有価証券にあらかじめ付与されている繰上償還権については、計算上これを考慮し、満期日を調整した計測を行っております。

# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

## 〔定量的な開示事項〕

バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示については、平成19年3月期と平成18年3月期の算定基準が異なることから、平成19年3月期のみの方の計数を開示しております。（なお、「■自己資本の構成に関する事項」を除きます。）

なお、計数は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### <平成19年3月期>

#### ■自己資本の構成に関する事項

自己資本の構成については、連結自己資本比率（59ページ）及び単体自己資本比率（70ページ）に記載しております。

#### ■自己資本の充実度に関する事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

<単体>

（単位：百万円）

	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	200	8
外国の中央政府及び中央銀行向け	255	10
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,198	47
国際開発銀行向け	0	0
我が国の政府関係機関向け	2,223	88
地方三公社向け	—	—
金融機関及び証券会社向け	26,787	1,071
法人等向け	102,482	4,099
中小企業等向け及び個人向け	71,105	2,844
抵当権付住宅ローン	32,318	1,292
不動産取得等事業向け	21,429	857
三月以上延滞等	3,473	138
取立未済手形	—	—
信用保証協会等による保証付	4,260	170
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	12,106	484
上記以外	15,437	617
証券化（オリジネーターの場合）	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	1,533	61
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合計	294,814	11,792

（注）所要自己資本の額＝信用リスク・アセットの額×4%



資産(オフ・バランス)項目  
(単体)

(単位:百万円)

	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	430	17
短期の貿易関連偶発債務	—	—
特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	—	—
NIF又はRUF	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	22	0
内部格付手法におけるコミットメント	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,769	110
(うち借入金の保証)	2,515	100
(うち有価証券の保証)	—	—
(うち手形引受)	0	0
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	—
控除額(△)	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	1,415	56
派生商品取引	406	16
(1)外為関連取引	42	1
(2)金利関連取引	363	14
(3)金関連取引	—	—
(4)株式関連取引	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—
(6)その他のコモディティ関連取引	—	—
(7)クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
長期決済期間取引	—	—
未決済取引	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格な サービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合計	5,044	201

(注) 所要自己資本の額=信用リスク・アセットの額×4%

# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

資産（オン・バランス）項目  
 〈連結〉

（単位：百万円）

	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	200	8
外国の中央政府及び中央銀行向け	255	10
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,198	47
国際開発銀行向け	0	0
我が国の政府関係機関向け	2,223	88
地方三公社向け	—	—
金融機関及び証券会社向け	26,787	1,071
法人等向け	96,995	3,879
中小企業等向け及び個人向け	72,422	2,896
抵当権付住宅ローン	32,318	1,292
不動産取得等事業向け	21,429	857
三月以上延滞等	3,581	143
取立未済手形	—	—
信用保証協会等による保証付	4,260	170
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	12,106	484
上記以外	18,667	746
証券化（オリジネーターの場合）	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	1,533	61
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合計	293,982	11,759

（注）所要自己資本の額＝信用リスク・アセットの額×4%

資産（オフ・バランス）項目

〈連結〉

(単位：百万円)

	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	430	17
短期の貿易関連偶発債務	—	—
特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	—	—
NIF又はRUF	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	2,503	100
内部格付手法におけるコミットメント	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,769	110
(うち借入金の保証)	2,515	100
(うち有価証券の保証)	—	—
(うち手形引受)	0	0
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	—
控除額(△)	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	1,415	56
派生商品取引	406	16
(1)外為関連取引	42	1
(2)金利関連取引	363	14
(3)金関連取引	—	—
(4)株式関連取引	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—
(6)その他のコモディティ関連取引	—	—
(7)クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
長期決済期間取引	—	—
未決済取引	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格な サービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合計	7,525	301

(注) 所要自己資本の額=信用リスク・アセットの額×4%



# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

該当ございません。

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

該当ございません。

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行及び連結グループが使用する方式ごとの額

該当ございません。

ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行及び連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

〈単体〉

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,120
うち基礎的指標手法	1,120
うち粗利益配分手法	—
うち先進的計測手法	—

(注) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 = オペレーショナル・リスク相当額 ÷ 8% × 4%

〈連結〉

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,134
うち基礎的指標手法	1,134
うち粗利益配分手法	—
うち先進的計測手法	—

(注) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 = オペレーショナル・リスク相当額 ÷ 8% × 4%

ヘ 自己資本比率、基本的項目比率（Tier1比率）

自己資本比率及び基本的項目比率（Tier1比率）については、連結自己資本比率（59ページ）及び単体自己資本比率（70ページ）に記載しております。

ト 総所要自己資本額

〈単体〉

(単位：百万円)

総所要自己資本額	13,114
----------	--------

(注) 総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

〈連結〉

(単位：百万円)

総所要自己資本額	13,194
----------	--------

(注) 総所要自己資本額 = 連結自己資本比率の分母の額 × 4%

■信用リスクに関する次に掲げる事項

イロハ 信用リスクに関するエクスポージャーに関する期末残高および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

〈単体〉

（単位：百万円）

	信用リスク・エクスポージャー期末残高			三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
国内別	793,397	595,854	162,099	1,981	4,569
国外別	39,696	—	39,279	—	—
地域別合計	833,093	595,854	201,379	1,981	4,569
製造業	24,125	23,237	877	—	86
農業	1,634	1,632	—	—	4
林業	219	219	—	—	—
漁業	474	474	—	—	6
鉱業	47	47	—	—	—
建設業	32,131	31,735	383	—	1,104
電気・ガス・熱供給・水道業	4,005	532	3,472	—	—
情報通信業	2,293	2,035	257	—	2
運輸業	17,366	17,241	96	—	30
卸・小売業	34,791	34,358	417	—	498
金融・保険業	222,486	91,951	126,216	1,969	8
不動産業	59,300	59,024	165	—	518
各種サービス業	66,111	65,324	740	—	1,612
国・地方公共団体	150,204	85,802	63,538	—	—
その他	217,901	182,236	5,212	12	696
業種別計	833,093	595,854	201,379	1,981	4,569
1年以下	165,825	128,104	36,348	165	2,291
1年超3年以下	83,041	40,556	42,484	—	340
3年超5年以下	78,015	53,697	24,264	53	209
5年超7年以下	68,094	47,382	19,893	818	139
7年超10年以下	112,823	87,584	24,297	941	768
10年超	227,064	184,600	42,464	—	800
期間の定めのないもの	98,227	53,928	11,625	2	19
残存期間別合計	833,093	595,854	201,379	1,981	4,569

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

〈連結〉

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
国内別	796,395	595,653	162,099	1,981	4,641
国外別	39,696	—	39,279	—	—
地域別合計	836,092	595,653	201,379	1,981	4,641
製造業	24,125	23,237	877	—	86
農業	1,634	1,632	—	—	4
林業	219	219	—	—	—
漁業	474	474	—	—	6
鉱業	47	47	—	—	—
建設業	32,131	31,735	383	—	1,104
電気・ガス・熱供給・水道業	4,005	532	3,472	—	—
情報通信業	2,293	2,035	257	—	2
運輸業	17,366	17,241	96	—	30
卸・小売業	34,791	34,358	417	—	498
金融・保険業	220,876	90,204	126,216	1,969	8
不動産業	59,300	59,024	165	—	518
各種サービス業	61,575	61,638	740	—	1,612
国・地方公共団体	150,227	85,802	63,538	—	—
その他	227,022	187,468	5,212	12	768
業種別計	836,092	595,653	201,379	1,981	4,641
1年以下	164,101	126,357	36,348	165	2,291
1年超3年以下	86,349	43,864	42,484	—	340
3年超5年以下	78,015	53,697	24,264	53	209
5年超7年以下	68,094	47,382	19,893	818	139
7年超10年以下	112,823	87,584	24,297	941	768
10年超	223,378	180,914	42,464	—	800
期間の定めのないもの	103,327	55,851	11,625	2	91
残存期間別合計	836,092	595,653	201,379	1,981	4,641

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中増減額

〈単体〉

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	1,735	1,539	1,735	1,539
個別貸倒引当金	5,020	2,741	3,778	3,983
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
合計	6,755	4,280	5,513	5,522

(注) 1. 上記の個別貸倒引当金は、貸出金、支払承諾および未収利息の引当金です。仮払金および出資金は含んでおりません。  
2. 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については算定を行っておりません。

〈連結〉

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	1,792	1,595	1,792	1,595
個別貸倒引当金	5,102	2,938	3,962	4,078
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
合計	6,895	4,533	5,755	5,674

(注) 1. 上記の個別貸倒引当金は、貸出金、支払承諾および未収利息の引当金です。仮払金および出資金は含んでおりません。  
2. 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

〈単体〉

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
国内別	5,020	2,741	3,778	3,983
国外別	—	—	—	—
地域別合計	5,020	2,741	3,778	3,983
製造業	166	158	129	195
農業	0	4	2	2
林業	—	—	—	—
漁業	10	15	3	22
鉱業	—	—	—	—
建設業	724	1,196	581	1,340
電気・ガス・熱供給・水道業	—	74	—	74
情報通信業	0	2	0	2
運輸業	48	53	38	64
卸・小売業	496	433	346	582
金融・保険業	2	42	—	44
不動産業	544	151	330	365
各種サービス業	2,786	509	2,222	1,073
国・地方公共団体	—	—	—	—
その他	237	98	122	214
業種別計	5,020	2,741	3,778	3,983

(注) 個別貸倒引当金は、部分直接償却実施後の計数でございます。

〈連結〉

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
国内別	5,102	2,938	3,962	4,078
国外別	—	—	—	—
地域別合計	5,102	2,938	3,962	4,078
製造業	166	158	129	195
農業	0	4	2	2
林業	—	—	—	—
漁業	10	15	3	22
鉱業	—	—	—	—
建設業	724	1,196	581	1,340
電気・ガス・熱供給・水道業	—	74	—	74
情報通信業	0	2	0	2
運輸業	48	53	38	64
卸・小売業	496	433	346	582
金融・保険業	2	42	—	44
不動産業	544	151	330	365
各種サービス業	2,786	509	2,222	1,073
国・地方公共団体	—	—	—	—
その他	320	295	306	309
業種別計	5,102	2,938	3,962	4,078

(注) 個別貸倒引当金は、部分直接償却実施後の計数でございます。

# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

ホ 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額

〈単体〉

(単位：百万円)

	貸出金償却の額
製造業	—
農業	—
林業	—
漁業	—
鉱業	—
建設業	1
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業	—
運輸業	—
卸・小売業	423
金融・保険業	—
不動産業	—
各種サービス業	45
国・地方公共団体	—
その他	13
業種別計	484

〈連結〉

(単位：百万円)

	貸出金償却の額
製造業	—
農業	—
林業	—
漁業	—
鉱業	—
建設業	1
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業	—
運輸業	—
卸・小売業	423
金融・保険業	—
不動産業	—
各種サービス業	45
国・地方公共団体	—
その他	24
業種別計	494

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高および資本控除した額

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

〈単体〉

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額	
	格付適用	格付不適用
0%	105,612	99,446
10%	—	64,842
20%	131,296	325
35%	—	92,338
50%	16,310	130
75%	—	95,459
100%	20,282	130,077
150%	19	1,217
270%	—	1,000
自己資本控除	—	—
合計	273,522	484,837

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーでございます。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限りま。

2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

〈連結〉

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額	
	格付適用	格付不適用
0%	105,627	99,454
10%	—	64,842
20%	131,296	325
35%	—	92,338
50%	16,310	130
75%	—	100,523
100%	20,282	127,820
150%	19	1,289
270%	—	1,000
自己資本控除	—	—
合計	273,537	487,725

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーでございます。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、リスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高該当ございません。

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項  
該当ございません。

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析  
該当ございません。

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比  
該当ございません。

### 信用リスク削減手法に関する事項

イロ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額
現金及び自行預金	12,289
金	—
適格債券	45,053
適格株式	—
適格投資信託	—
適格金融資産担保合計	57,342
適格保証	15,689
適格クレジット・デリバティブ	—
適格保証・適格クレジット・デリバティブ合計	15,689

(注) 当行及び連結グループは、内部格付手法を採用していないため、適格資産担保は信用リスク削減手法として用いておりません。



# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

## ■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

### ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

グロス再構築コストの額の合計額は930百万円でございます。

### ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額
派生商品取引	1,981
外国為替関連取引及び金関連取引	165
金利関連取引	1,816
株式関連取引	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—
その他のコモディティ関連取引	—
クレジット・デリバティブ	—
合計	1,981

(注) 原契約期間が14日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

### ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額とハに掲げる額は同額でございます。

### ホ 担保の種類別の額

該当ございません。

### ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額
派生商品取引	1,981
外国為替関連取引及び金関連取引	165
金利関連取引	1,816
株式関連取引	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—
その他のコモディティ関連取引	—
クレジット・デリバティブ	—
合計	1,981

(注) 原契約期間が14日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入または提供の別に区分した額

該当ございません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

### ■証券化エクスポージャーに関する事項

イ 銀行及び連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

ロ 銀行及び連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額
住宅ローン債権	—
自動車ローン	143
クレジットカード与信	—
リース債権	—
事業者向け貸出	—
法人向け信用リスク（CDO）等	3,002
その他（※）	18
合計	3,164

(※) 投資事業組合が保有する投資信託に含まれるもの

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	残高	所要自己資本の額
0%	—	—
20%	161	1
50%	3,002	60
100%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	3,164	61

# バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ございません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額  
該当ございません。

## ■マーケット・リスクに関する事項

該当ございません。

## ■銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

○出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	貸借対照表額	時価
上場している出資等または株式等エクスポージャーの 貸借対照表計上額	15,067	
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等ま たは株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額 (その他の有価証券含む)	1,327	
合計	16,395	

(注) 取引所1部、2部に上場している株式を上場株式として計上しております。

○子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	貸借対照表額
子会社・子法人等	54
関連法人等	—
合計	54

ロ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャー (単位：百万円)

売却損益額	491
償却額	24

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は4,208百万円でございます。

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行における、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

該当ございません。

ヘ 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

該当ございません。

**■信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額**

該当ございません。

**■銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額**

当行が内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額：

99パーセンタイル値 … ▲5,959百万円

1パーセンタイル値 … 4,901百万円

(注) 1. 当行では、金利ショックとしてアウトライヤー基準の99パーセンタイル値と1パーセンタイル値を計算し、金利リスク量を計測しております。上記経済的価値の増減額は、金利ショックにより発生するリスク量を表し、市場金利に影響を受ける当行の保有する銀行勘定の資産・負債（例えば、貸出金、有価証券、預金等）を計測対象としております。  
2. 当行が保有する円建の資産・負債以外の外貨建の資産・負債の割合は5%未満となっているため、円建の資産・負債に含めて経済的価値の増減額を計算しております。

**■自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規則上所要自己資本を下回った会社**

該当ございません。